



衆議院憲法調査会ニュース

H13. 11. 30 Vol. 18

— 第 153 回 (臨時) 国会 — 発行：衆議院憲法調査会事務局

11月26日、愛知県名古屋市において 地方公聴会(第3回)を開催しました。

第1回：宮城県仙台市(H13.4.16)及び第2回：兵庫県神戸市(H13.6.4)に続く、第3回の地方公聴会を愛知県名古屋市において開催し、「日本国憲法について(国際社会における日本の役割)」についての意見を聴取しました。

意見陳述者(6名)

名古屋大学名誉教授	田口 富久治君
主婦	西 英子君
岐阜県立高等学校教諭	野原 清嗣君
名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程	川畑 博昭君
弁護士	古井戸 康雄君
大学生	加藤 征憲君

派遣委員(10名)

中山 太郎会長	鹿野 道彦会長代理
葉梨 信行君(自民)	鳩山 邦夫君(自民)
島 聡君(民主)	斉藤 鉄夫君(公明)
都築 譲君(自由)	春名 真章君(共産)
金子 哲夫君(社民)	宇田川 芳雄君(21)

現地参加議員(4名)

小林 憲司君(民主)	牧 義夫君(民主)
瀬古由起子君(共産)	大島 令子君(社民)

まず、地方公聴会の開会に当たり、中山会長から、挨拶を兼ねて会議開催の趣旨及び憲法調査会におけるこれまでの議論の概要について発言があった後、意見陳述者からの意見の聴取とそれに対する質疑が行われました。

◎意見陳述者の意見の概要

田口 富久治君

- ・9月11日の米国同時多発テロは許すべからざる行為だが、米国の報復は、国際法上正当化できないとの指摘があり、また、そのテロ再発防止策としての有効性も疑問である。
- ・テロ対策特別措置法に定める協力支援は軍事行動の一環を成し、内閣法制局による集団的自衛

権の政府解釈の縛りを解き、憲法9条改正への地ならしとなるものだ。

- ・憲法9条は、国連憲章2条4項に定められた戦争の違法化と照応しており、国連憲章も憲法も、日本の軍事的な国際貢献は想定していない。
- ・日本は今後も非軍事的な国際貢献をすべきであり、核軍縮への努力やアジア太平洋地域における経済的・社会的国際協力、イランや中央アジアとの外交経験の活用、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)やユニセフ等との一層の協力、NGOとの連携等を図るべきである。

西 英子君

- ・日本は、憲法前文の理念を活かしたかたちでの国際社会における役割を果たしているかを考える必要がある。
- ・途上国への多額の経済援助にもかかわらず世界的に貧富の格差が拡大している要因として、ODAや民間企業による投資が必ずしも貧困層を支援する結果になっていないことや、伝統的な生活様式や自然環境を破壊する結果となっている点が挙げられる。
- ・テロへの対応として行われているアフガニスタンへの米国等の空爆は、そこに住む人々の「平和のうちに生存する権利」を脅かすものであり、直ちに止めるべきである。
- ・貧困がテロを生み出す土壌となっており、問題を解決するためには、貧富の差の解消に取り組むしかない。
- ・テロ対策特別措置法による自衛隊の海外派遣は、憲法9条に違反する集団的自衛権の行使である。ペシャワール会の中村哲医師は、自衛隊の派遣は有害無益であり、緊急食糧援助に努めるべきであると述べている。

野原 清嗣君

- ・米国同時多発テロは、米国の軍事行動に協力すべきか否かという観点から議論されているが、日本の平和が脅かされたときにどうすべきかという、日本自身の問題として捉えるべきである。
- ・青少年の凶悪犯罪の増加の背景には、ルールやマナーを子どもたちに教えてこなかった大人の側に問題があり、大人が正しいと思う価値観を子どもに教えられないことの根本には、憲法の問題がある。
- ・憲法前文と9条は、自国の安全を他人任せにしており、その結果、国を守る義務がない日本人

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。(木曜日定例)

は、個人を超える価値観を、子どもたちに自信を持って伝えられていない。ここから教育問題が起きている。

- ・日本人に生まれた喜びを持つところから積極的な生き方が見つかれば、国際社会に貢献できる人が育つ。そのためにも憲法は普通の国が持つ自衛権をはっきり謳うべきで、前文も日本人の顔が見える格調あるものに改正すべきだ。

川 畑 博 昭君

- ・テロやそれに対する軍事力行使が日常的に行われていた1990年代のペルーに滞在し、「武力による問題の解決」という方法がもたらす「死の恐怖」を実際に体験した立場から、意見を述べたい。
- ・昨今の内外の政治状況の中で、テロという暴力に対して暴力で対抗するというのが何の緊張感もなく主張されているが、それこそ「平和」の中に安住してきた者の発想である。
- ・ペルーにおいては、フジモリ政権の「テロに屈しない」という姿勢の下、軍部によって多くの罪のない人々が人権侵害を受けたり殺害されたりするなど「暴力の悪循環」が生じていた。
- ・「命の尊さ」という観点から「テロに屈しない姿勢」を考えるならば、それは「和解」以外にあり得ず、それを実現するものとしての「対話」が最も重要である。
- ・「国際社会」とは、本来、複雑なものであり、その中で「日本の役割」とは、「人間一人一人の命の尊さ」という観点に立っての、それぞれの国の国情に応じた「協力」を行っていくことである。

古 井 戸 康 雄君

- ・冷戦終結後の国際社会の特徴は、第一に、地域・民族紛争の多発、第二に、アメリカン・グローバリズムの席卷であり、その中で、東アジア情勢も激しく変化してきている。そうした中で、日本が国際社会に対していかなる役割を果たしていくべきかが問われている。
- ・これまでの我が国は、ODA や国連への潤沢な負担金拠出といった「カネだけの国際貢献」であったが、湾岸戦争後、「カネとともにヒトによる国際貢献」が求められるようになり、PKO 協力法の制定となった。
- ・今後の日本は、「国際社会からの評価」ではなく「国益」という観点から国際社会における役割を決定すべきである。
- ・また、理想と現実の狭間で悩み葛藤していく中で日本の役割を考えていくべきである。「カネによる貢献」については、貧困国の市民救済という理念と債務国に債務返済計画を考えさせるという現実の平衡をとった ODA を今後も続けるべきであり、「ヒトによる貢献」については、平和を希求するという理念と日本の国益を考えると現実の平衡をとれば、アジア諸国の理

解を得た上でコントロールの効いた軍隊を持つべきである。

- ・「カネとともにヒトを出す」国際貢献のためには、人材の育成が肝要であり、明石康・元国連事務次長のような、理想と現実の中で悩みながら信念を持って活躍する日本人の姿が世界各地で見られるようになって欲しい。

加 藤 征 憲君

- ・国際社会の中で、日本は、世界のリーダーという認識を持たれておらず、それは、我が国に真のリーダーが不在であることに起因していると考えられる。
- ・国際連合を中心とした世界平和構築のため、我が国は、安全保障理事会の常任理事国となって、平和憲法を有する立場から、日本が平和を希求する国であることをアピールし、また、非核兵器保有国の立場から、核兵器廃絶を進めるべきである。
- ・我が国がこのような国際社会におけるリーダーとなるためには、強いリーダーシップを持った指導者が必要であり、そのためには首相公選制を導入すべきである。その理由は、第一に、直接国民から選ばれるという意識を持つことによる強い責任感とリーダーシップ、第二に、任期が保障されることによる長期的視野に立った政策の実現、第三に、政党から独立して政治を行えることによる素早い意思決定が、期待できるからである。

◎派遣委員からの質疑等の概要

中 山 太 郎会長

- ・安全保障の概念として、従来の国家の安全保障に加え、地域の安全保障、世界の安全保障、個人の安全保障といったことが論じられるようになってきているが、こうした安全保障概念の変化についての意見を伺いたい。(田口陳述者、西陳述者及び古井戸陳述者に対して)

鳩 山 邦 夫君(自民)

- ・ペルーでの経験を踏まえ、今回の米国同時多発テロに対して、我が国はどのような対処をすべきと考えるか。(川畑陳述者に対して)
- ・国際テロに対し、国際的な司法裁判所を設置して対処すべきとは、具体的にはどういうことか。(田口陳述者に対して)
- ・「平和」とは、どのような状態を指すと考えているか。(加藤陳述者に対して)
- ・我が国は、環境問題について世界にリーダーシップを示すべきであり、そのためには、憲法に自然との共生や環境に対する義務を明記すべきと

考えるが、いかがか。(西陳述者及び野原陳述者に対して)

島 聡君 (民主)

- ・集団的自衛権については、これ以上憲法解釈の変更によって対処すべきではなく、新たに憲法を制定し直すべきと考えるが、いかがか。(田口陳述者に対して)
- ・国家の安全に奉仕することを義務付けることについて、若い世代の人たちに抵抗感はあると考えるか。(加藤陳述者に対して)
- ・環境についての権利及び義務を憲法に明記することの是非について、どのように考えるか。(西陳述者に対して)

斉藤 鉄 夫君 (公明)

- ・暴力に対して暴力によらない「対話」が必要であるという考えには共感するが、今ここで断固たる措置をとらなければ国際社会の安全そのものが脅かされるという現実の中で、我が国は、どのように責任ある国際貢献を果たすべきと考えるか。(西陳述者及び川畑陳述者に対して)
- ・現憲法の持つ理想と現実との間のギャップは、教育荒廃の一因と考えられるか。また、教育基本法について、どのように考えているか。(野原陳述者に対して)
- ・「評価」よりも「国益」を優先すべきであると言うが、「国際評価」こそ「国益」ではないのか。(古井戸陳述者に対して)
- ・現在の我が国の政党について、どのように考えているか。(加藤陳述者に対して)

都 築 讓君 (自由)

- ・国際社会において、国連主導の下、国連警察軍のような集団安全保障体制が構築された場合、日本は、自衛隊を参加させるべきと考えるか。(全意見陳述者に対して)

春 名 真 章君 (共産)

- ・人類の歴史の中で、軍事力の保有及び武力の行使に関して、どのような流れとなっているか。(田口陳述者に対して)
- ・ペルー滞在の経験から、今回のテロに対する米国の行動をどう見ているか。また、世界の日本国憲法に対する評価は、どのようなものか。(川畑陳述者に対して)
- ・憲法 9 条の価値をどのように考えているか。(西陳述者に対して)
- ・核兵器廃絶のため、我が国は、国際社会にどのような役割を果たすべきと考えるか。(加藤陳述者に対して)
- ・国連の機能強化は重要であると認識するが、国連は、今後、どのような役割を果たすべきと考えるか。(田口陳述者に対して)

金子 哲 夫君 (社民)

- ・テロ対策特別措置法の制定は、憲法をないがしろにするものとするが、いかがか。(田口陳述者に対して)
- ・我が国が核兵器の廃絶に関して本年の国連総会に提出した決議は、昨年の決議に比べて内容が後退しており、日本の核兵器廃絶に向けた独自性が見えるものとなっていないと考えるが、いかがか。(川畑陳述者に対して)
- ・教育の現場において、憲法の平和主義は、どのように取り上げられているのか。また、どのように教えられているのか。(野原陳述者及び加藤陳述者に対して)

宇田川 芳 雄君 (21 クラブ)

- ・大学生の間では、9 条はどのように議論されているのか。(加藤陳述者に対して)
- ・国際紛争に対処するため、有事法制の整備を現憲法下において行うことは可能と考えるか。(古井戸陳述者に対して)
- ・現憲法 3 章に規定される人間の権利は、国際社会の中においても活かされるべきと考えるが、いかがか。(野原陳述者に対して)
- ・憲法の改正について、その賛否を伺いたい。(全意見陳述者に対して)

(傍聴者からの発言の概要)

派遣委員の質疑終了後、会長から、傍聴者に対して意見を求めました。

土井 登 美 江君

- ・平和憲法を持っていることによって、日本は国際社会の信頼を得ているのであって、この憲法の理念を具体的に活かすべきである。また、女性の意見陳述者の割合をもっと増やすべきである。

林 八 重 子君

- ・公立学校の教員が憲法改正の発言をしたり、大学生が憲法を学んでいないというのは問題である。憲法について、折りに触れ話題に取り上げるような教育環境が必要である。

森 圭 三君

- ・現憲法は、日本人が作ったものではなく、マッカーサーが日本弱体化のために作ったものであり、日本人の手で作り直すべきである。

渥 美 雅 康君

- ・国際社会の中で日本が尊敬を受けて来なかったのは、憲法 9 条を持ちながら軍事力を増強した

り、侵略戦争をしておきながらそれを否定する発言を政府の人間がする等が原因の一つである。憲法を守るための努力を行い、平和憲法の理念を活かすべきである。

安良城文生君

・世界の流れは戦争の違法化であり、日本は、そのために軍事力を持たないという立場を明確にすべきである。現憲法は、世界の叢智を集め、議会の審議を経て制定されたものである。学校の現場で、憲法の学習がおろそかにされていることが問題である。

—11月29日は、議会開設記念日です。—

明治23年(1890)11月29日、第1回帝国議会の開院式が挙行されました。この日は、大日本帝国憲法(旧憲法)施行の日でもあり、この日から、我が国の立憲政治が始まったこととなります。

今年は、議会開設111年目の記念日に当たります。

11月29日に、第4回の憲法調査会(通算30回目)が開かれました。

1. 鹿野会長代理から、11月26日に行われた第3回地方公聴会(愛知県名古屋市)についての口頭報告を聴取しました。
2. 日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)について、以下の参考人から「人権保障をめぐる諸問題」に関する意見を聴取しました。

◇午前

参考人

中部大学中部高等学術研究所所長
武者小路公秀君

質疑者

森岡 正宏君(自民)	細川 律夫君(民主)
上田 勇君(公明)	藤島 正之君(自由)
塩川 鉄也君(共産)	植田 至紀君(社民)
松浪健四郎君(保守)	宇田川芳雄君(21)

◇午後

参考人

城西大学経済学部教授
畑 尻 剛君

質疑者

今村 雅弘君(自民)	中村 哲治君(民主)
太田 昭宏君(公明)	都築 讓君(自由)
山口 富男君(共産)	金子 哲夫君(社民)
松浪健四郎君(保守)	宇田川芳雄君(21)

◎武者小路公秀参考人

の意見陳述の要旨

1 日本における人権保障の問題点

1.1 国連における問題指摘

・本年3月に発表された人種差別撤廃委員会の最終所見では、日本には、在日韓国・朝鮮人やアイヌ等の少数民族、部落民などに対する差別が見受けられるとしている。日本政府は、条約の解釈によればこのような指摘は当たらないと反論しているが、人権の問題は単なる規範の解釈論ではなく、規範の形成過程における「法の理念」を理解することが重要であり、それを踏まえて規範を解釈すべきである。

1.2 問題の根底にあるもの—自国中心主義

・日本における人権保障には、平均的な日本人のみをその対象とするという枠が存在し、少数者の人権を軽視している。近年、日本には多くの外国人が生活しているので、人権保障をグローバル化の中でとらえていく必要がある。

2 人権法を支える法理念と国家理念

2.1 純血国家日本の理念

・明治開国期、西欧列強の中で、日本は大和民族の単一国家である「神の国」として国民が一つにまとまり、独立国家を維持し、その後の国の発展をもたらした。他方、中産階級を一つにまとめるために、「部落」を国民の最下層として差別化する扱いが行われてきた。

2.2 人権保障の前提としての多様化を許容する国家理念

・現在、グローバル化が進む中で多くの外国人が日本に住んでいる。聖徳太子の「和を以って貴しとなす」の精神は、元来、多民族との「和」であったが、いつのまにか日本は日本人のみで「和を以って貴し」となしてきた。日本は、聖徳太子の「和」の精神に立ち返り、また、憲法前文に示されている平和的生存権は、日本人のみではなく、全世界の人々の権利であるとの趣旨を踏まえて、多くの人種との「和」を考える必要がある。

3 平和的生存権と人間安全保障

・政府は、「人間安全保障」を国際社会に訴えているが、多くの外国人が住む日本国内においても、全世界の人々が恐怖と欠乏から免れて平和に生存できる平和的生存権、人間安全保障を主張すべきである。日本国憲法の「和を以って貴しとなす」の精神を踏まえて、マイノリティーの安全にも配慮した平和的生存権、人間安全保障を確立すべきである。

◎各委員からの質疑事項

森岡正宏君(自民)

・途上国では、先進国が経済援助を行うことは、

過去の植民地支配の代償として当然のことであると考えられる傾向にある。しかし、このような考えに基づいて我が国の ODA 等の援助が行われることは納税者の理解が得られないと思うが、いかがか。

- ・いかなる国も自国の国益を第一に考えて行動するものであることからすれば、参考人が日本の欠点として批判する「自国中心主義」は、一面ではやむを得ないものではないのか。
- ・戦後、我が国では、経済至上主義、利己主義が横行し、教育の荒廃、犯罪の増加が著しいこと等に見られるように、今や、日本人の精神的バックボーンが失われたのではないかと思うが、いかがか。
- ・自衛隊、日米安保条約は、戦後の日本の平和を支え、憲法 9 条に当然に適合するものと考えられるが、この点について国民の間に未だ論争があるのは好ましくないことである。参考人は、このようなことについてどう考えるか。
- ・参考人が主張する「人間安全保障」は日本国憲法にはない概念だが、両者の関係をどのように考えるか。

細川 律夫君 (民主)

- ・参考人が主張するように、マイノリティーに対する差別をなくしていくには、差別を禁止する法制度を整備していくことが重要と考えるが、それを効果的に進めるにはどのような方策が考えられるか。
- ・「国家安全保障から人間安全保障へ」という参考人の考えには賛成だが、両者を対立的に考えるのは現実的ではない。両者の関係はどうとらえるべきか。
- ・今次の同時多発テロに対する米国によるアフガニスタン攻撃は、「人間安全保障」には反するが、他方でテロの撲滅のためには一概に否定もできない。参考人は、この米国による攻撃をどう評価するか。

上田 勇君 (公明)

- ・外国人労働者の受入れの間口を広げることに関し、積極的な意見がある一方で、外国人労働者を受け入れる社会的素地は育っておらず、間口の拡大は混乱を招くといった消極的な意見も出されている。今後の入管行政の在り方をどのように考えるか。
- ・参考人は、国連の平和維持活動の予算を削減し、社会発展予算に振り向けるべきと主張するが、国連の平和維持活動は、人間安全保障にとって有益ではないのか。

藤島 正之君 (自由)

- ・人権というものは、絶対的なものか、相対的なものか。
- ・単一民族国家としての我が国と、多民族国家である米国では、人権に対する考えが異なるので

はないか。

- ・「人間安全保障」と「国家安全保障」が衝突した場合、究極的には後者が優先するのではないか。

塩川 鉄也君 (共産)

- ・米国によるアフガニスタン攻撃によって、一般市民が被害を受け難民が発生しているが、難民救済こそ、平和的生存権を保障する日本国憲法の理念に合致するものである。難民救援策として何が求められているか。
- ・国際紛争の解決に際し、我が国が憲法上の制約から武力の行使を伴う軍事的協力を行うことはできないと主張することは、国際社会において、孤立を招くものではなく、むしろ理解を得られることではないか。また、日本と米国の関係をどうあるべきと考えるか。
- ・我が国が侵略戦争を行ったことを認めず戦争責任をあいまいにしていることが、アジア近隣諸国の不信を招いたり、外国人の差別につながっているのではないか。

植田 至紀君 (社民)

- ・最下層として位置付けられている「被差別部落」の対極に位置すると考えられる天皇制の存在は、我が国にとってどのような意味を持っているのか。また、今後の天皇制の在り方についての議論が必要ではないか。
- ・我が国では、憲法を論じる際に、政体について論じることをタブー視する風潮があると思うが、これは憲法の精神が浸透していないことを意味するのではないか。
- ・差別には、部落差別やアイヌ民族差別などさまざまなものがあるため、それぞれに応じた差別撤廃のための個別の立法が必要なのではないか。

松浪 健四郎君 (保守)

- ・死刑廃止問題は人権問題でもあり、今後議論する必要があると考えるが、参考人は、死刑廃止論についてどう考えるか。
- ・死刑を廃止した場合、代替刑として終身刑が考えられるが、仮釈放が認められる無期刑との差異を踏まえて、参考人は、終身刑についてどう考えるか。

宇田川 芳雄君 (21クラブ)

- ・憲法前文には、参考人が言う「和の精神」や性善説的な考えが現れているが、そのような理想的文言だけでは国家を守るには不十分であり、現実合った形の憲法を作るべきではないか。
- ・差別問題が徐々に減少する中で、被差別者に対する優遇制度を利用する「特権的差別」問題を、差別の一つの形として考える必要があるのではないか。

◎畑尻剛参考人の意見陳述の要旨

はじめに

- ・私は、「憲法改正によらないで憲法裁判所を設置すべきである。」との意見を申し述べたい。

1 問題の所在

- ・従来から、最高裁判所の違憲審査については、消極的又は「閉塞」状況にあると指摘されてきた。
- ・この問題を解決するためには、(1)現行制度の運用の再検討、(2)法律改正による制度改革、(3)憲法改正による憲法裁判所設置という三つの選択肢がある。

2 憲法裁判所論とその批判

- ・1994年11月に読売新聞が発表した憲法改正草案に憲法裁判所の設置が盛り込まれたことから、憲法裁判所制度の是非が論議されるようになった。
- ・憲法裁判所制度の導入に積極的な論者は、(1)現在の「閉塞」状況を打破するには制度改革が必要なこと、(2)憲法裁判所の設置により、迅速かつ適切な憲法判断が期待できること、(3)現行制度上、憲法判断について、下級裁判所に過度の期待を抱くことはできないことなどを論拠とする。
- ・これに対し、憲法裁判所制度の導入に消極的な論者は、(1)安易な制度改革は危険であること、(2)合憲判断が迅速に下されることによって、体制維持機能が一段と明確になること、(3)憲法裁判所に違憲審査権が集中すると、人権感覚に優れた下級裁判所の判断が生かされなくなること、(4)「政治の裁判化」が議会制民主主義を弱体化させることなどを論拠としている。

3 制度改革の試み

- ・憲法裁判所制度の導入についての積極論及び消極論は、どちらか一方を切り捨てる形で否定することはできない。両者の論拠のいずれにとっても最も適合的な制度を考える必要がある。

4 一つの選択肢

- ・検討の結果、私は、憲法を改正しないで、裁判所法等を以下のように改正することを提言する。(1)最高裁判所に、憲法裁判を専門的に扱う「最高裁憲法部」を設置すること、(2)憲法裁判官は、「裁判官任命諮問委員会」の答申に基づき内閣が任命すること、(3)一般の裁判所が具体的事件に適用する法律を違憲であると判断した場合には、手続を中止して「最高裁憲法部」に移送し、「最高裁憲法部」は、当該法律が具体的事件の裁判にとって重要な意味を持つか否かを審査した上で、その憲法適合性の審査を行うこと。

◎各委員からの質疑事項

今村雅弘君(自民)

- ・憲法41条で国権の最高機関であるとされる国

会と裁判所の関係について、参考人はどのように理解しているか。

- ・違憲判決の効果、下級裁判所等から参考人が提案する「最高裁憲法部」への移送手続及び条約が違憲審査の対象となるか否かについて、参考人はどのように考えるか。
- ・ドイツの憲法裁判所は、州の権限の調整を図ること等により連邦制を維持する役割を担っているとされているが、連邦制を採らない我が国において憲法裁判所を導入する意味合いについて、参考人はどのように考えるか。
- ・ドイツでは40数回にわたり憲法改正が行われているが、これは、憲法裁判所が存在し、違憲判断を下すことが要因となっているのか。

中村哲治君(民主)

- ・参考人の提案は、立法化を検討するに値すると考える。憲法の解釈権は、一次的には国民の代表者からなる立法府にあり、国会による立法には合憲性の推定が働くと考えるが、参考人の考えはいかがか。
- ・下級裁判所から「最高裁憲法部」に対する移送手続は公開する必要があると考えるが、参考人はどう考えるか。
- ・憲法76条3項は裁判官の独立を保障するが、実際には裁判官は人事考課への影響を恐れ、違憲判断を忌避することがあるのではないか。また、下級裁判所において、最高裁と異なる判断を下すことは、實際上、困難を伴うと考えるが、参考人が提案する制度を導入した場合は、どのようになると考えるか。
- ・参考人は、憲法裁判官を「裁判官任命諮問委員会」の答申に基づき内閣が任命するとしているが、同委員会は具体的にどのような委員会を想定しているか。

太田昭宏君(公明)

- ・これまでの違憲審査は消極的であるとの批判が多いということであるが、そうであっても、憲法施行後50年余の経過の中で数多くの判例が積み重ねられてきており、憲法裁判所を設けても、憲法判断の必要性は実際には少ないのではないか。
- ・ドイツの憲法裁判所は、ナチスによって憲法が踏みにじられたという歴史を踏まえて、立法権の突出を抑制するために創設されたのであって、我が国や米国のように三権が均衡していると考えられる国家においては、憲法裁判所は必要ないのではないか。
- ・「最高裁憲法部」設置の提唱は、裁判の長期化等の批判に応え、裁判所が憲法と真正面から向き合うシステムの構築が必要であるという認識によるものか。
- ・選挙における一票の格差の問題について、参考人は、許容される格差の基準をどの程度と考えているか。

都 築 讓君 (自由)

- ・裁判が長期化する中で、例えば定数不均衡訴訟のように、ある事実が違憲と判断された場合、その判決の効果とは、どのようなものとなるのか。
- ・最高裁判所は統治行為論等を理由にして憲法判断を回避する場合があるが、憲法裁判所が設置された場合においても、同じように憲法判断を回避するのであれば、従前と変わらないのではないか。
- ・「最高裁憲法部」の設置は、特別裁判所の設置を禁ずる 76 条 2 項の規定を骨抜きにするおそれがあるのではないか。
- ・「最高裁憲法部」を設置した場合の裁判官の任用方法は、どうあるべきと考えるか。また、「最高裁憲法部」に行政裁判所の機能を併せ持たせてはどうか。

山 口 富 男君 (共産)

- ・旧憲法では認められていなかった違憲審査制の採用は、平和と民主主義を憲法の基本原則として採り入れたことと一体のものであると思うが、憲法制定過程の中では、どのように考えられていたのか。
- ・長沼訴訟などにおける下級審の違憲判決により問題が提起され、それが積み重なることによって、憲法価値の実現が図られてきたものと考えられるが、これを参考人は、どう評価しているのか。
- ・「最高裁憲法部」の裁判官の人選に当たって、参考人は「裁判官任命諮問委員会」の設置を提唱しているが、その趣旨は、裁判官人選の公正と中立を図るためと理解してよいか。
- ・参考人の提唱する「最高裁憲法部」の設置論に対する憲法上の論点とは、どのようなものか。

金 子 哲 夫君 (社民)

- ・裁判所による違憲審査権の行使が消極的であり、「閉塞」状況とでも称すべき現状を生じさせている現行制度上の問題点は何か。
- ・現行の裁判官の任命制度の問題点について、参考人は、どのように考えているか。
- ・憲法裁判所を設置している諸外国では、憲法異議制度を通じて国民の間における憲法意識が高められていると考えるが、参考人が主張する試案の中に憲法異議制度を組み入れることについて、どのように考えるか。

松 浪 健 四 郎君 (保守)

- ・議員定数問題について裁判所が違憲判断を下したにもかかわらず、違憲状態が解消されないまま衆議院が解散された場合、違憲状態下において民意を問うような事態が生ずることになる。このような事態について、どのように考えるか。
- ・憲法裁判所については、憲法改正によってこれを創設すべきではないか。
- ・1994 年に出された「読売改憲試案」における憲

法裁判所の創設については、裁判官の人選、憲法異議の提訴要件等の点で問題が多いと考えるが、参考人はどのように評価しているか。

宇 田 川 芳 雄君 (21クラブ)

- ・日本に憲法裁判所が設置されていたと仮定した場合、今までの 50 年間における受理件数はどの程度であったと考えるか。
- ・参考人が主張する試案の中で、通常裁判所と「最高裁憲法部」との関係は、どのように整理されるのか。
- ・迅速かつ適切な人権保障という観点から、違憲審査権の適正な行使に係る改革が必要であると考えるが、この点についての学界での見解はどのようなものか。

憲 法 調 査 会 の 今 後 の 予 定

案件：日本国憲法に関する件（21 世紀の日本のあべき姿）

日付	開会時刻	会 議 の 内 容
H13 12.6 (木)	午前 9:00	自 由 討 議

※諸般の事情により変更となる場合があります。

憲 法 調 査 会 の こ と を 知 る に は**衆 議 院 憲 法 調 査 会 Home Page**

衆議院ホームページ内の憲法調査会サイトです。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kenpou.htm

こちらでは、以下の情報が入手できます。

- 憲法調査会委員の名簿
- 憲法調査会設置の経緯及び憲法調査会の概要
- 会議日誌等
 - ・今国会の会議日誌
 - ・先国会までの会議日誌
 - ・憲法調査会に出席した参考人から机上に配付された会議資料（PDF ファイル）

憲法調査会は、毎月 2 回程度、衆議院第 18 委員室にて開会されています。（木曜日定例）

- 今後の開会予定
- 「ひろば」と「ニュース」
 - ・意見窓口「憲法のひろば」に寄せられている意見の概況
 - ・「衆議院憲法調査会ニュース」のバックナンバー（PDF ファイル）
 - ※こちらで、メールマガジンによるニュースの配信の受付も行っております。

○参考資料

- ・地方公聴会の際、会場に来られた方に配布したパンフレット（PDF ファイル）
- ・海外派遣調査報告書（PDF ファイル）

年度	訪問・調査を行った国
H12	ドイツ、スイス、イタリア、フランス、フィンランド
H13	ロシア、ハンガリー、ポーランド、チェッコ、ルーマニア、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ベルギー、イスラエル、スペイン

- ・平成 12 年の憲法記念日に公募した論文の中から、優秀と選定された論文（19 件）
- ・日本国憲法
- ・衆議院憲法調査会規程
- ・日本国憲法制定時（第 90 回帝国議会）の衆議院の会議録（本会議、特別委員会及び小委員会）
- ※こちらで、提出時の原案、衆議院による修正及び貴族院による修正についても見ることができます（PDF ファイル）。

○リンク集

- ・衆議院の英文ホームページ内の憲法調査会のサイト
- ・参議院憲法調査会
- ・ICL（ドイツのビュルツブルク大学が設けている英語版の世界各国憲法集）

会議録 & TV 中継

憲法調査会の会議録は、衆議院及び国立国会図書館がインターネット上で公開しております。
 ※地方公聴会の会議録は、地方公聴会についての口頭報告が行われた会議録に参考掲載されております。

- ・仙台（第 151 回 H13.4.16）→H13.4.26
- ・神戸（同 H13.6.4）→H13.6.14
- ・名古屋（第 153 回 H13.11.26）
→H13.11.29（予定）

≪衆議院会議録議事情報≫

http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kaigiroku.htm

≪国立国会図書館≫

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

なお、印刷された会議録については、「衆栄会」において予約販売しております。

【問合せ先】

・衆栄会（衆議院第二別館 2 階）
 〒100-0014
 東京都千代田区永田町 1-6-3
 TEL 03 (3581) 5111 内線 2682
 FAX 03 (3580) 4889

また、憲法調査会の審議は、インターネット中継を利用することによって、生中継のほか、録画による過去のの中継も視聴が可能です。

≪衆議院会議中継≫

<http://www.shugiintv.go.jp/>

なお、審議中継は、民間の「国会 TV」と契約することによっても見ることができます（国会 TV は、CS のスカイパーフェク TV (379CH) 及び各地のケーブルテレビで放送されています。）。

意見窓口「憲法のひろば」

衆議院憲法調査会では、昨年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1544 件（11/29 現在）
- ・媒体別内訳

葉書	1021	封書	250
FAX	146	E-mail	127

・分野別内訳

前文	31	天皇	69
戦争放棄	1072	権利・義務	47
国会	28	内閣	29
司法	7	財政	10
地方自治	8	改正規定	9
最高法規	7	その他	1018

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。